別表六（二十六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「令和２年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、租税特別措置法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和２年旧措置法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

2　「控除対象調整数の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第２項又は令和２年旧措置法第42条の12第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「⑻」から「⑽」までの各欄は、租税特別措置法第42条の12第１項又は令和２年旧措置法第42条の12第１項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。

3　「雇用者給与等支給増加重複控除額　⒀×$\frac{\text{20又は30}}{100}$　⒁　」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第91条第１項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消すこと。

別表六(二十六)付表を削る。

別表六(二十一)を別表六(二十二)とする。

別表六(三十)の表中

供用年度のリース特別控除額 （別表六(三十一)「６」の供用年度分）

を

供用年度のリース特別控除額 （別表六(三十二)「６」の供用年度分）

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実額の合計額 （別表六(三十一)「７」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過 （別表六(三十一)「９」の供用年度分）

を

施 額

を

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 （別表六(三十二)「７」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 （別表六(三十二)「９」の供用年度分）

に改め、同表を別表六(二十一)とする。